

令和3年度：対ナイジェリア連邦共和国草の根・人間の安全保障無償協力 贈与契約署名

令和4年2月24日

日本の支援によってエド州のパイナップルバリューチェーンの 強化に貢献（パイナップルジュース工場の建設による収穫後損失の 改善）

令和4年2月24日、松永一義大使と「リフト・アバブ・ポバティ組織」ホネスタス・アヨバミ・オバディオラエグゼクティブディレクターとの間で、9,336,924円の贈与契約が交わされた。本計画により、エド州エムヒココミュニティにパイナップルジュース工場が建設されることで、廃棄量の多いパイナップルを長期保存が可能なジュースへ加工・販売する体制が整えられ、パイナップルの廃棄削減及びコミュニティの生計向上に寄与することを目的とする。対ナイジェリア草の根・人間の安全保障無償協力においては、1998年以降、179件（約13億8千万円）の案件を実施している。

本案件は、新型コロナウイルスの世界的なパンデミックの中で、特に脆弱な農業生産加工事情の改善に貢献し、日・ナイジェリアの友好関係を強化することを目的とする。

案件名及び被供与団体	エド州エサン西部地方行政区エクポマ市エムヒココミュニティパイナップルジュース工場建設計画
供与額	9,336,924円
案件概要	エド州エムヒココミュニティにパイナップルジュース工場を整備することで、同地区で生産されるパイナップルを長期保存が可能なジュースへ加工・販売する体制を整え、収穫後のパイナップルの売れ残りや貯蔵設備が無いことによる廃棄の削減、及び生產品への付加価値を高めることでコミュニティの生計向上に寄与するもの。



